

高齢者・障害者配慮設計指針ー ステッキホルダーの保持部

JIS T 9289: 2019

令和元年 6月 20日 制定

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

T 9289: 2019

日本工業標準調査会標準第一部会 高齢者・障害者支援専門委員会 構成表

	氏名				所属
(委員会長)	鎌	田		実	東京大学
(委員)	荒	木		薫	特定非営利活動法人日本障害者協議会
	井	上	剛	伸	国立障害者リハビリテーションセンター研究所
	長	田	信	_	公益財団法人テクノエイド協会
	鹿	野	步	子	独立行政法人製品評価技術基盤機構
	倉	片	憲	治	早稲田大学
	園	山	洋	_	公益社団法人日本包装技術協会
	中	Ш	昭	夫	神戸学院大学
	$\vec{-}$	瓶	美	里	東京大学
	根	村	玲	子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
	畠	中	順	子	一般社団法人人間生活工学研究センター
	平	野	澄	子	主婦連合会
	藤	本	浩	志	早稲田大学
	三	浦	晃	史	公益社団法人日本介護福祉士会
	宮	田	恵	子	一般財団法人日本消費者協会
	森	Ш	美	和	公益財団法人共用品推進機構
	山	際		淳	日本生活協同組合連合会
	山	澤		貴	一般社団法人日本福祉用具・生活支援用具協会
	山	本	澄	子	国際医療福祉大学
	渡	邉	愼	_	横浜市総合リハビリテーションセンター

主 務 大 臣:経済産業大臣 制定:令和元.6.20

官 報 公 示:令和元.6.20

原案作成協力者:一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル TEL 03-4231-8530)

審 議 部 会:日本工業標準調査会 標準第一部会(部会長 酒井 信介) 審議専門委員会:高齢者・障害者支援専門委員会(委員会長 鎌田 実)

この規格についての意見又は質問は,上記原案作成協力者又は経済産業省産業技術環境局 国際標準課(〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1 E-mail:jisc@meti.go.jp 又は FAX 03-3580-8625)にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査 会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ぺ-	
序文	て	. 1
1	適用範囲 ⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯	. 1
	引用規格·····	
3	用語及び定義	. 1
4	设計配慮事項······	· 2
4.1	一般	· 2
4.2	装着及び取外しのための力	· 2
4.3	誘導可能幅	· 2
4.4	保持部の開口寸法	. 3
4.5	誘導可能角度	. 3
4.6	傾いたステッキの装着	· 4
4.7	ステッキの下端を床面に突いての装着・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	. 5
4.8	表示	. 5
4.9	保持部及び表示の見やすさの配慮・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	. 5
4.10	耐久性	. 5
附属	書 A(参考)設計配慮事項に関連する確認方法の例⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯	. 6
附属	[書 B (参考) 設計配慮事項に基づいて設計した保持部の仕様例 ······	. 8
附属	【書 $ {f C}$ (参考)設計配慮事項に基づいて設計した保持部をもつステッキホルダーの例 $ \cdots \cdots$	10
解	説······	12

T 9289: 2019

まえがき

この規格は、工業標準化法に基づき、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が制定した日本 工業規格である。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

JIS T 9289 : 2019

高齢者・障害者配慮設計指針 - ステッキホルダーの保持部

Guidelines for older persons and persons with disabilities— Holding parts of stick holders

序文

規格におけるアクセシビリティ配慮のための指針である JIS Z 8071 は、規格の開発時点において、人間 の能力及び特性を明確化し、設計する際に配慮することを定めている。

この規格は、JIS Z 8071 に基づき、筋力及び/又は動作機能において制限のある人が、ステッキを安定して装着でき、かつ、その後、容易に取り外してつかむことができるよう配慮されたステッキホルダーの保持部の設計指針を提供する。

1 適用範囲

この規格は、高齢者及び障害のある人の歩行を支援するステッキを一時的に保持する機能をもつステッキホルダーの保持部を設計するための指針を示す。この保持部は、弾性変形することで保持機能をもつものを対象とする。ただし、次のステッキホルダーの保持部には適用しない。

- a) ステッキ自体に取り付けることで立て掛けを容易にすることを意図するステッキホルダー
- b) 歩行車,車椅子などにステッキを固定する機能を付加して移動を支援するためのステッキホルダー 注記 この規格が対象とするステッキの径は,太いところで 16 mm~25 mm 前後で,ステッキの主な 目的は歩行の支援を想定している。

2 引用規格

次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの 引用規格は、その最新版(追補を含む。)を適用する。

JIS T 0102 福祉関連機器用語 [支援機器部門]

JIS Z 8071 規格におけるアクセシビリティ配慮のための指針

3 用語及び定義

この規格で用いる主な用語及び定義は、JIS T 0102 及び JIS Z 8071 によるほか、次による。

3.1

ステッキ

1 本の脚部と一つの握り部とからなり、前腕支持部がないつえ。視覚障害者が使用する白じょう(杖) も、歩行動作の支援を意図するものとして含む(JIST 0102 参照)。